

銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、銚田市産の農林水産物及びそれらを活用した加工品の販路拡大を図る者に対して、その事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、農業者の所得向上、6次産業化の推進及び農林水産業の活性化を図るものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する農林水産業を営む個人、法人又は団体
- (2) 農林水産物及びそれらを活用した加工品の販路拡大に積極的に取り組む者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 過去にこの補助金の交付の決定を受けていない者。ただし、過去に交付の決定を受けた者であっても、新たな取り組みにより販路拡大を図る場合は、その限りでない。

(補助対象及び補助率)

第3条 補助対象及び補助率は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の制度等による補助の対象となったものについては、この告示による補助の対象としない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 販路拡大推進事業実施計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえで補助金を交付することの適否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 前条の規定により補助の決定の通知を受けた補助事業者は、当該補助の決定の内容を変更するときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の30パーセントを超える増減以外の軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、変更交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、この告示による補助金の交付の申請を取り下げるときは、交付申請取下書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または年度末のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条に規定する額の確定通知があったときは、補助金交付請求書（様式第9号）により請求するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 交付を受けた者がこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

（事業の実施状況報告）

第12条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から2年間、当該年度における事業の実施状況報告書（様式第10号）を、6月末までに市長に提出するものとする。

（財産の管理）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月12日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年5月2日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
商談会・展示会への出展	市内で生産される農林水産物及びそれらを活用した加工品の販路拡大に向けた商談会・展示会への出展に要する経費 (出展料, 設営費, サンプル代, 運搬費等)	補助率: 1/2 以内 (国外向けの場合は 2/3 以内)
新商品開発	市内で生産される農林水産物及びそれらを活用した加工品の新商品を開発する取組に要する経費 (試作研究開発費, 外注委託加工費, 加工用機器購入費, テストマーケティング費等)	補助上限: 20 万円 (国外向けの場合は 40 万円)
広告宣伝・PR 資材作成	市内で生産される農林水産物及びそれらを活用した加工品の広告宣伝・PR 資材作成に要する経費 (チラシ・パンフレット作成費, EC サイト構築費, パッケージデザイン作成費等)	

備考

- 1 上記表に定める経費に消費税相当額があるときは, 当該経費の額から消費税相当額を控除して得た額を補助対象経費とする。
- 2 補助金の額に, 1,000 円未満の端数を生じた場合は, これを切り捨てる。
- 3 交付申請は, 1 年度につき 1 回までとする。
- 4 新規に行う販路拡大に向けた取組を対象とし, 原則として, 過去に実施実績のある事業や参加実績のある商談会への出展等は補助の対象としない。
- 5 一般事務用品や汎用性の高い物品等の購入費等は補助の対象としない。

(様式第 1 号)

年 月 日

銚田市長 様

(補助事業者名)

住 所

氏 名

連 絡 先

銚田市販路拡大推進事業費補助金交付申請書

銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請補助額 円

2 総事業費 円
(うち補助対象経費 円)

3 事業実施予定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 添付書類

- (1) 販路拡大推進事業実施計画書(様式第 2 号)
- (2) 定款(法人の場合), 規約・構成員名簿等(団体の場合)
- (3) 直近の申告書類, 決算書等

(様式第2号)

販路拡大推進事業実施計画書

1. 現状と目標

販路拡大を目指す農林水産物等の名称	
-------------------	--

目 標 項 目	【計画時】 (年)	【1年目目標】 (年)	【2年目目標】 (年)
販売単価 (円)			
販売数量 (個, kg)			
売上額 (円)			
販売先			

2. 事業概要等

事業の概要	
事業スケジュール	
見込まれる効果	

3. 収支予算

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	算出根拠	備考
市補助金			
自己負担額			
その他			
合計			

(2) 支出

(単位：円)

経費区分	予算額	算出根拠	補助金充当額	備考
合計				

※見積書等算出根拠となる書類の写しを添付すること。

(様式第 3 号)

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市販路拡大推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金については、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

補助事業に要する経費及び補助金の額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

(様式第 4 号)

年 月 日

銚田市長 様

(補助事業者名)

住 所

氏 名

銚田市販路拡大推進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金について、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 既交付決定額 | 円 |
| 2 今回交付申請額 | 円 |
| 3 増減 | 円 |
| 4 変更理由 | |

(添付書類)

- (1) 変更計画書(様式第 2 号を用い、変更部分のみを記載すること)
- (2) その他必要と認めるもの

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市販路拡大推進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金については、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

補助金交付決定額

既交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
増減	金	円

(様式第 6 号)

年 月 日

銚田市長 様

(補助事業者名)

住 所

氏 名

銚田市販路拡大推進事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金について、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり取下げます。

記

1 交付決定額 円

2 取下げ理由

(様式第 7 号)

年 月 日

銚田市長 様

(補助事業者名)

住 所

氏 名

銚田市販路拡大推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金について、下記のとおり実施したので、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 実施事業の内容

事 業 内 容 詳 細	事業費 (円)	備考
合 計		

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支決算

(1) 収入

(単位：円)

区分	決算額	予算額	増減	備考
市補助金				
自己負担額				
その他				
合計				

(2) 支出

(単位：円)

経費区分	決算額	予算額	補助金充当額	増減	備考
合計					

4 添付書類

- (1) 契約書，納品書，請求書，事業の支払いのわかる書類（振込書写，領収書等）
- (2) 成果物の写真等
- (3) その他必要な書類

(様式第 8 号)

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

銚田市販路拡大推進事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金については，銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により，下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金 円

(様式第 9 号)

年 月 日

銚田市長 様

(補助事業者名)
住 所
氏 名 印

銚田市販路拡大推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった銚田市販路拡大推進事業費補助金について、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フリガナ 口座名義人	

(様式第 10 号)

年 月 日

銚田市長 様

(補助事業者名)

住 所

氏 名

銚田市販路拡大推進事業実施状況報告書

年度において実施した銚田市販路拡大推進事業について、銚田市販路拡大推進事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、 年の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業内容

事業内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
合計			

2. 事業実施後の状況・課題

3. 販売実績

農林水産物等の名称	
-----------	--

実績 項目	【計画時】 (年)	【1年目実績】 (年)	【2年目実績】 (年)	【2年目目標】 (年)
販売単価 (円)				
販売数量 (個, kg)				
売上額 (円)				
販売先				

4. 添付書類

- (1) 申告書類, 決算書等
- (2) 成果物の写真等
- (3) その他必要な書類